

平成21年度版

子育て応援特別手当

平成20年度限定で実施された子育て応援特別手当が、昨今の社会情勢を踏まえ、引き続き平成21年度も限定措置として、第1子まで拡充して再度実施する予定です。

■対象者

平成21年10月1日時点の住民票または外国人登録原票上（短期滞在の在留資格で在留する方と不法滞在者は除きます）で、就学前3学年（平成15年4月2日～平成18年4月1日生）の児童を養育する家庭の世帯主。

■給付額

対象児童1人あたり3万6千円（所得による制限は設けません）

■申請方法

対象世帯には、市役所から各家庭の世帯主あてに郵送で、申請書および返信用封筒をお送りする予定です。申請書に必要書類を添えて、申請期間内にお送りください。

■添付書類

1. 世帯主本人であることが確認できる書類（運転免許証・パスポート・住基カード・外国人登録証明書のコピーなど）

2. 指定口座の氏名と番号が確認できる書類（キャッシュカード・通帳見開き1ページ部分のコピーなど）

■受給方法

原則として、世帯主本人の個人口座（普通預金）への振込みとなります。

■申請期間

申請受付開始日から6カ月間。申請開始日は、現時点で未定です。決まり次第、広報およびホームページに掲載します。

■DV被害者の方へ

配偶者からの暴力から逃れるために、住民票を前住所にしたまま実際には別の場所で生活している場合には、警察の相談の下で住民票の所在を外部に知られることなく実際の居住地に

設定することができます（支援措置）。子育て応援特別手当は、住民票を基に支給しますので、基準日（10月1日）までにこの手続きを行えば、通常どおり手当を受け取ることができます。

なお、どうしても住民票を異動したくない、異動できないという方は、10月1日（木）30日（金）までの期間に事前申請を行う必要があります。事前申請の用紙は、厚生労働省ホームページ、

設定することができません（支援措置）。子育て応援特別手当は、住民票を基に支給しますので、基準日（10月1日）までにこの手続きを行えば、通常どおり手当を受け取ることができます。

■その他（注意事項など）

住民登録をきちんととされていない場合には申請書が届きませんので、ご注意ください。子育て応援特別手当は、限定措置ですので、今後毎年継続して実施されるものではありません。



市区町村窓口、配偶者暴力支援センター、婦人相談所で入手できるようになる予定です。

めざそう住みよいまちづくり ～行政相談～

秋の行政相談週間（10月19日（月）～25日（日））が始まります。

「わかりづらい道路案内標識を改善してほしい」「施設をバリアフリー化してほしい」など、毎日の暮らしの中で困っていること、望んでいることはありませんか。

そんなときは、行政相談委員（今川かずひろさん・相島あいじまひろしさん）にご相談ください。

ご相談は無料・秘密厳守です。詳しくは22ページをご覧ください。

問 伊奈庁舎秘書広聴課
☎58-2111（内線1203）

水道量水器交換 のお知らせ！

市では、計量法に基づき、8年ごとに水道量水器を交換しています。今回は、次のとおり実施しますので、量水器交換のために市で依頼した指定給水工事業者が宅地内に入り作業を行う際は、ご協力をお願いします。

なお、使用水量については、次回の検針時に、交換前と交換後の量水器の検針水量分を合算して算出します。

▼実施期間 10月1日（木）～31日（土）

▼実施戸数 120戸（小絹・絹の台地区）※該当世帯へは、別途通知します。

▼費用 無料

問 水道課 ☎52-6100

また、申請期限を過ぎますと辞退したものと見なされますので、申請忘れにはご注意ください。子育て応援特別手当については、厚生労働省ホームページでも確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/juyou/kosodate/index.html>

問 伊奈庁舎児童福祉課
☎58-2111（内線1162）